

大雪時を想定した災害対策基本法適用に伴う初動訓練 概要

1 目的

大雪の影響により県内各地で立ち往生車両が発生し、緊急車両の通行や、除雪作業の実施に著しい支障が生じている状況を想定し、災害対策基本法に基づき、道路管理者による車両の排除を行うための手順と、雪氷委託業者への指示や車両移動に先立ち行う現地での周知方法等について確認を行う。

また、大雪時に迅速な除雪作業が行えるよう、災害応急対策協力者等（以下「協力者」という。）へタイヤチェーンを貸し出し、装着方法を確認する。

2 訓練における重点項目

(1) 災害対策基本法適用に伴う手順の確認

災害対策基本法第76条の6に基づく区間指定の手順と、車両移動に先立つ現地での周知方法等の確認を行う。

(2) タイヤチェーンの貸出及び装着方法の確認

協力者へのタイヤチェーンの貸出及び装着方法の確認を行う。

3 日時

土木事務所ごとに令和7年1月31日（金）までの任意の日を決定

4 参加機関

(一社) 静岡県建設業協会（雪氷委託業者及びタイヤチェーン貸出業者）
各土木事務所、道路保全課

5 想定

県内全域に大雪が降り、立ち往生車両の発生により、緊急車両の通行に大きな影響が出ている状況を想定

6 訓練の流れ

上記想定により、1)～6)の訓練を行う。

- 1) 土木事務所が災害対策基本法第76条の6に基づき区間を指定
(対象路線は各土木事務所が任意で指定)
- 2) 区間指定を道路保全課へ報告（様式1をメールで送付）
- 3) 車両移動作業を雪氷委託業者へ指示（事務所配布の身分証を携行）
- 4) 雪氷委託業者は区間指定を周知する看板を設置し、事務所に報告
(訓練では事務所敷地内等、交通に支障がない箇所に設置)
- 5) 協力者へタイヤチェーンを貸し出し、実際に装着
- 6) 災害情報システムを用いた、事務所職員による状況報告
(看板設置状況・チェーン装着状況等をタブレットで撮影)